

1 0 年 保 存

秘

有 ・ 無期限

平成 21 年 4 月 1 日 から
平成 31 年 3 月 31 日 まで

基監発第 0401001 号

平成 21 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

当面の介護労働者の労働条件の確保・改善対策における
監督指導等の実施について

介護労働者の労働条件の確保・改善対策（以下「本対策」という。）の推進については、平成 21 年 4 月 1 日付け基発第 0401005 号「介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進について」（以下「局長通達」という。）をもって示されたところであるが、当面の本対策における監督指導等の実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 基本的対応方針

(1) 中期計画等による取組

本対策の対象となる介護労働者を使用する事業場（以下「対象事業場」という。）は、その事業場数が膨大であり、さらに増加傾向にあることから、一般労働条件確保・改善対策に係る中期計画の重点対象とするなどにより、計画的に推進すること。

既に中期計画等により取り組んでいる都道府県労働局（以下「局」という。）においては、原則として現行の計画を引き続き推進することとして差し支えないこと。

(2) 対象事業場の的確な把握

対象事業場については、事業場数が増加しており新規参入事業場を的確に把握することが重要であるため、

[Redacted] によりの確に把握

握すること。

(3) 本対策を優先して推進すべき対象事業場

本対策においては、以下の①、②等の理由により、

[Redacted] を優先して
推進すること。ただし、

[Redacted] を優先とすることも差し支えないこと。

①

[Redacted]

②

[Redacted]

2 集団指導の実施

介護事業者に対し、労働基準関係法令等の十分な理解に基づく法定労働条件の遵守を図らせるため、次により集団指導を局又は労働基準監督署（以下「署」という。）において実施すること。

(1) 対象事業場

[Redacted]

(2) 実施時期

[REDACTED]

(3) 集団指導を実施する上での留意点

[REDACTED]

3 自主点検の実施

上記2の集団指導を踏まえ、対象介護事業場に対して、適正な労働条件の確保のための自主的な改善を適切に行わせるため、次により自主点検を局又は署において実施すること。

(1) 対象事業場

[REDACTED]

(2) 実施時期

[REDACTED]

(3) 自主点検を実施する上での留意点

[REDACTED]

[Redacted]

4 監督指導の実施

上記の集団指導又は自主点検等により、介護労働者の法定労働条件の履行確保上の問題点が存在すると考えられる事業場に対して、次により監督指導を実施すること。

(1) 対象事業場

以下の①から④に掲げる事業場とするが、これらの事業場が多数ある場合には、規模等を勘案し、計画的に監督指導を実施すること。


[Redacted]

(2) 実施時期

[Redacted]

(3) 監督指導を実施する上での留意点

[Redacted]



5 都道府県等との連携

(1) 周知啓発

都道府県等に積極的に働きかけ、都道府県等が実施する新規許可事業場に対する説明会等各種説明会において、パンフレット等を配布し、説明するなどにより、労働基準関係法令等の周知啓発を図ること。

(2) 情報提供

本対策における自主点検や監督指導の結果の取りまとめにより、介護労働者に係る労働条件確保上の問題点が明らかとなった場合には、必要に応じ、介護保険事業の許可権限等を有する都道府県等にその結果を情報提供し、当該事業における問題点を認識させるとともに、適切な指導の実施や自主的な改善のための取組を行わせるよう要請すること。ただし、情報提供に当たっては、個別の事業場が特定されないよう十分配慮すること。

6 その他

(1) 監督付表については、当分の間、各年ごとに別添2の様式に取りまとめの上、翌年1月末日までに当課監察係あて報告すること。

(2) (1)の監督付表の取りまとめはもとより、本対策の実施に係る対象事業場の把握、自主点検結果の取りまとめ、都道府県等が実施する説明会における説明等に当たっては、非正規雇用労働条件改善指導員の活用を図ること。

